



2013年12月14日

子どもの貧困対策・ 自治体セミナー

主催:「なくそう!子どもの貧困」全国ネットワーク

TEL 070-6576-3495

E-mail mail@end-childpoverty.jp

HP <http://end-childpoverty.jp>

★この企画は、ソーシャル・ジャスティス基金より助成を受けています。

2013年12月14日

子どもの貧困対策・自治体セミナー

プログラム

第1部 13時～14時45分

開会挨拶

◆報告1：13時10分～13時35分

「あらかわシステムと区の取り組みの現状」(資料P8～P16)

片岡孝様(東京・荒川区総務企画部企画担当課長)

◇報告2：13時35分～14時00分

「あだち・ほっとほーむ事業について」(資料P18～P27)

富山耕生様(東京・足立区教育委員会)

子ども家庭部こども支援センターげんき北地区支援係・相談員)

◆質疑・討論：14時00分～14時45分

休憩：14時45分～15時

第2部：15時～16時30分

◆報告3：15時00分～15時25分

「ひとり親家庭で育つ子どもへの支援—NPO等とつくる居場所づくり」

(資料P28～P31)

白數宗雄様(京都府健康福祉部家庭支援課ひとり親家庭支援担当課長)

◇報告4：15時25分～15時50分

「神奈川県：生活保護受給世帯の子どもの健全育成プログラム策定推進モデル事業について」(資料P32～P49)

岡部卓様(首都大学東京 教授)

◆質疑と全体討論 15時50分～16時25分

閉会挨拶



子どもの貧困対策の推進に関する法律(概要)

目的

- この法律は、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境を整備するとともに、教育の機会均等を図るため、子どもの貧困対策を総合的に推進することを目的とする。

※ その他、基本理念、国の責務、地方公共団体の責務、国民の責務、法制上の措置等及び対策の実施の状況の公表について規定

大綱の策定・基本的施策

- 政府は、子どもの貧困対策を総合的に推進するための大綱を定めなければならない。
 - 大綱では、「子どもの貧困対策に関する基本的な方針」、「子どもの貧困率、生活保護世帯に属する子どもの高等学校等進学率等子どもの貧困に関する指標及び当該指標の改善に向けた施策」、「教育の支援に関する事項」、「生活の支援に関する事項」、「保護者に対する就労の支援に関する事項」、「経済的支援に関する事項」及び「調査及び研究に関する事項」を定める。
- ※衆議院厚生労働委員会決議
- 政府は、大綱を作成するに際しては、子どもの貧困対策に関し優れた見識を有する者や貧困の状況にある世帯に属する者、これらの者を支援する団体等、関係者の意見を会議で把握した上で、これを作成すること。
- 都道府県は、当該都道府県における子どもの貧困対策についての計画を定めるよう努める。

子どもの貧困対策会議

子どもの貧困対策会議(関係閣僚で構成)を設置する。

施行期日等

- 公布の日(平成25年6月26日)から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
- 政府は、この法律の施行後5年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

子どもの貧困対策の推進に関する法律

(平成二十五年法律第六十四号)

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境を整備するとともに、教育の機会均等を図るため、子どもの貧困対策に関し、基本理念を定め、国等の責務を明らかにし、及び子どもの貧困対策の基本となる事項を定めることにより、子どもの貧困対策を総合的に推進することを目的とする。

(基本理念)

第二条 子どもの貧困対策は、子ども等に対する教育の支援、生活の支援、就労の支援、経済的支援等の施策を、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのない社会を実現することを旨として講ずることにより、推進されなければならない。

2 子どもの貧困対策は、国及び地方公共団体の関係機関相互の密接な連携の下に、関連分野における総合的な取組として行われなければならない。

(国の責務)

第三条 国は、前条の基本理念（次条において「基本理念」という。）にのっとり、子どもの貧困対策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、子どもの貧困対策に関し、国と協力しつつ、当該地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第五条 国民は、国又は地方公共団体が実施する子どもの貧困対策に協力するよう努めなければならない。

(法制上の措置等)

第六条 政府は、この法律の目的を達成するため、必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(子どもの貧困の状況及び子どもの貧困対策の実施の状況の公表)

第七条 政府は、毎年一回、子どもの貧困の状況及び子どもの貧困対策の実施の状況を公表しなければならない。

第二章 基本的施策

(子どもの貧困対策に関する大綱)

第八条 政府は、子どもの貧困対策を総合的に推進するため、子どもの貧困対策に関する大綱（以下「大綱」という。）を定めなければならない。

2 大綱は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 子どもの貧困対策に関する基本的な方針

二 子どもの貧困率、生活保護世帯に属する子どもの高等学校等進学率等子どもの貧困に関する指標及び当該指標の改善に向けた施策

三 教育の支援、生活の支援、保護者に対する就労の支援、経済的支援その他の子どもの貧困対策に関する事項

四 子どもの貧困に関する調査及び研究に関する事項

3 内閣総理大臣は、大綱の案につき閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、大綱を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、大綱の変更について準用する。

6 第二項第二号の「子どもの貧困率」及び「生活保護世帯に属する子どもの高等学校等進学率」の定義は、政令で定める。

(都道府県子どもの貧困対策計画)

第九条 都道府県は、大綱を勘案して、当該都道府県における子どもの貧困対策についての計画（次項において「計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

2 都道府県は、計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(教育の支援)

第十条 国及び地方公共団体は、就学の援助、学資の援助、学習の支援その他の貧困の状況にある子どもの教育に関する支援のために必要な施策を講ずるものとする。

(生活の支援)

第十一条 国及び地方公共団体は、貧困の状況にある子ども及びその保護者に対する生活に関する相談、貧困の状況にある子どもに対する社会との交流の機会の提供その他の貧困の状況にある子どもの生活に関する支援のために必要な施策を講ずるものとする。

(保護者に対する就労の支援)

第十二条 国及び地方公共団体は、貧困の状況にある子どもの保護者に対する職業訓練の実施及び就職のあっせんその他の貧困の状況にある子どもの保護者の自立を図るための就労の支援に関し必要な施策を講ずるものとする。

(経済的支援)

第十三条 国及び地方公共団体は、各種の手当等の支給、貸付金の貸付けその他

の貧困の状況にある子どもに対する経済的支援のために必要な施策を講ずるものとする。

(調査研究)

第十四条 国及び地方公共団体は、子どもの貧困対策を適正に策定し、及び実施するため、子どもの貧困に関する調査及び研究その他の必要な施策を講ずるものとする。

第三章 子どもの貧困対策会議

(設置及び所掌事務等)

第十五条 内閣府に、特別の機関として、子どもの貧困対策会議（以下「会議」という。）を置く。

- 2 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。
 - 一 大綱の案を作成すること。
 - 二 前号に掲げるもののほか、子どもの貧困対策に関する重要事項について審議し、及び子どもの貧困対策の実施を推進すること。
- 3 文部科学大臣は、会議が前項の規定により大綱の案を作成するに当たり、第八条第二項各号に掲げる事項のうち文部科学省の所掌に属するものに関する部分の素案を作成し、会議に提出しなければならない。
- 4 厚生労働大臣は、会議が第二項の規定により大綱の案を作成するに当たり、第八条第二項各号に掲げる事項のうち厚生労働省の所掌に属するものに関する部分の素案を作成し、会議に提出しなければならない。
- 5 内閣総理大臣は、会議が第二項の規定により大綱の案を作成するに当たり、関係行政機関の長の協力を得て、第八条第二項各号に掲げる事項のうち前二項に規定するもの以外のものに関する部分の素案を作成し、会議に提出しなければならない。

(組織等)

第十六条 会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、内閣総理大臣をもって充てる。
- 3 委員は、会長以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者をもって充てる。
- 4 会議の庶務は、内閣府において文部科学省、厚生労働省その他の関係行政機関の協力を得て処理する。
- 5 前各項に定めるもののほか、会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(検討)

第二条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(内閣府設置法の一部改正)

第三条 内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）の一部を次のように改正する。

第四条第二項中「保護並びに」を「保護、」に改め、「推進」の下に「並びに子どもの貧困対策の推進」を加え、同条第三項第四十六号の二の次に次の一号を加える。

四十六の三 子どもの貧困対策に関する大綱（子どもの貧困対策の推進に関する法律（平成二十五年法律第六十四号）第八条第一項に規定するものをいう。）の作成及び推進に関すること。

第四十条第三項の表自殺総合対策会議の項の次に次のように加える。

子どもの貧困対策会議	子どもの貧困対策の推進に関する法律
------------	-------------------

(子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部改正)

第四条 子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十四年法律第六十七号）の一部を次のように改正する。

第六十九条のうち内閣府設置法第四条第二項の改正規定中「保護」を「推進」に改める。

貧困率の国際比較(2008年)


○ 日本の相対的貧困率は、OECD34カ国中29位の水準 ○ 「子どもの貧困率」は34カ国中24位であるが、大人が一人の「子どもがいる世帯」では31位

相対的貧困率			子どもの貧困率			合計			子どもがいる世帯の相対的貧困率			大人が一人			大人が二人以上		
順位	国名	割合	順位	国名	割合	順位	国名	割合	順位	国名	割合	順位	国名	割合	順位	国名	割合
1	チエコ	5.5	1	デンマーク	3.7	1	デンマーク	2.9	1	デンマーク	9.9	1	デンマーク	2.5			
2	デンマーク	6.1	2	フィンランド	5.4	2	ノルウェー	4.6	2	ギリシャ	12.3	2	ノルウェー	2.9			
3	ハンガリー	6.4	3	ノルウェー	5.5	3	フィンランド	4.7	3	フィンランド	14.2	3	スウェーデン	3.8			
3	アイスランド	6.4	4	アイスランド	5.7	4	スウェーデン	6.0	4	ノルウェー	15.9	3	フィンランド	3.8			
5	フランス	7.2	5	スウェーデン	7.0	5	スロベニア	6.4	5	スウェーデン	17.9	5	ドイツ	4.5			
5	スロヴァキア	7.2	6	スロベニア	7.2	6	ハンガリー	6.4	6	韓国	20.8	6	フランス	4.9			
7	オランダ	7.4	6	ハンガリー	7.2	7	オーストリア	7.2	7	スロヴァキア	20.9	7	チエコ	5.2			
8	ノルウェー	7.8	8	オーストリア	7.9	7	チエコ	7.2	8	フランス	22.6	8	オランダ	5.3			
9	オーストリア	7.9	9	ドイツ	8.3	9	フランス	7.4	9	ハンガリー	24.2	8	ハンガリー	5.3			
10	フィンランド	8.0	10	チェコ	8.4	10	ドイツ	7.6	10	チリ	24.3	10	ニュージーランド	5.5			
10	スロベニア	8.0	11	フランス	9.3	11	オランダ	7.8	11	ドイツ	26.5	10	スロベニア	5.5			
12	スウェーデン	8.4	12	スイス	9.6	12	スイス	8.3	12	イギリス	28.5	12	オーストリア	5.6			
13	ルクセンブルク	8.5	13	オランダ	9.7	13	韓国	8.6	13	スイス	29.6	13	アイスランド	6.0			
14	ドイツ	8.9	14	スロヴァキア	10.1	14	スロヴァキア	8.9	14	スロベニア	29.7	14	スイス	7.0			
15	アイスランド	9.1	15	韓国	10.3	15	ニュージーランド	9.6	15	オーストリア	30.8	15	ベルギー	7.3			
16	スイス	9.3	16	ベルギー	11.3	16	アイスランド	9.7	16	イタリア	31.5	16	韓国	7.9			
17	ベルギー	9.4	17	アイスランド	11.4	17	ベルギー	9.9	17	オランダ	31.9	17	オーストリア	8.0			
18	ギリシャ	10.8	18	エストニア	12.1	18	イギリス	11.2	18	スペイン	33.1	18	イギリス	8.3			
19	イギリス	11.0	18	ギリシャ	12.1	19	ギリシャ	11.6	19	エストニア	33.6	19	スロヴァキア	8.6			
19	ニュージーランド	11.0	20	ニュージーランド	12.2	19	オーストリア	11.6	20	ベルギー	34.0	20	ルクセンブルク	9.7			
21	ポーランド	11.2	21	イギリス	12.5	21	ルクセンブルク	12.2	21	ポーランド	34.8	21	カナダ	10.2			
22	イタリア	11.4	22	ルクセンブルク	13.4	21	日本	12.2	22	ニュージーランド	35.6	21	日本	10.2			
23	ポルトガル	12.0	23	オーストリア	14.0	23	チリ	12.4	23	メキシコ	35.8	23	チリ	11.4			
23	カナダ	12.0	24	日本	14.2	24	ポーランド	12.5	24	トルコ	36.4	24	ギリシャ	11.5			
25	エストニア	12.5	25	ポーランド	14.5	25	カナダ	13.0	25	アイスランド	36.8	25	ポーランド	11.8			
26	スペイン	14.0	26	カナダ	15.1	26	イタリア	14.0	26	チエコ	38.6	26	イタリア	13.2			
27	オーストリア	14.6	27	イタリア	15.3	27	スペイン	16.2	27	カナダ	40.7	27	アメリカ	15.0			
28	韓国	15.0	28	ポルトガル	16.7	28	アメリカ	18.7	28	オーストリア	42.7	28	スペイン	15.7			
29	日本	15.7	29	スペイン	17.7	29	トルコ	19.3	29	イスラエル	44.9	29	エストニア	16.9			
30	トルコ	16.9	30	アメリカ	21.6	30	エストニア	21.2	30	アメリカ	46.9	30	トルコ	18.9			
31	アメリカ	17.3	31	チリ	22.4	31	メキシコ	22.2	31	日本	54.3	31	メキシコ	21.5			
32	チリ	18.4	32	トルコ	23.5	32	イスラエル	22.5	32	ルクセンブルク	56.2	32	イスラエル	21.7			
33	イスラエル	19.9	33	メキシコ	25.8	33	アイスランド	—	—	アイスランド	—	—	アイスランド	—			
34	メキシコ	21.0	34	イスラエル	26.6	34	ポルトガル	—	—	ポルトガル	—	—	ポルトガル	—			
	OECD平均	11.1		OECD平均	12.6		OECD平均	11.1		OECD平均	31.1		OECD平均	9.2			

(出所)OECD (2012) Family database "Child poverty", 日本の数値は平成18(2006)年、デンマーク及びハンガリーの数値は2007年、チリの数値は2009年

★MEMO★

第1報告

～区政は区民を幸せにするシステム～ 

あらかわシステムと 荒川区の取組の現状

地域は子どもの貧困・社会排除にどう向かい合うのか
—あらかわシステム

〔公益財団法人荒川区自治総合研究所「子どもの貧困・
社会排除問題研究プロジェクト最終報告書」を受けて〕

平成25年12月14日
荒川区総務企画部企画担当課長
片岡 孝


1

荒川区の基本姿勢と取組の経緯

～研究プロジェクト最終報告書の公表まで～

◆区の基本姿勢

- ・「区政は区民を幸せにするシステムである」(区のドメイン)
- ・荒川区民総幸福度(GAH)の研究への取組
→当面は不幸を減らす取組が必要
- ・ワーキングプアや非正規雇用者の増加など格差社会の顕在化
- ・弱い立場にある子ども達への影響の深刻化
- ・区民に最も身近な基礎自治体として、「区民の安心の砦」となるために

～区政は区民を幸せにするシステム～ 

2

◆これまでの取組の経緯(概略)

平成21年05月:子どもの貧困問題検討委員会の設置

平成21年10月:荒川区自治総合研究所の設立

平成21年10月:子どもの貧困・社会排除問題研究プロジェクトのスタート

平成22年03月:「中間報告書」の公表

平成22年05月:荒川区子どもの貧困・社会排除問題対策本部の設置

平成23年08月:「最終報告書」の公表

平成23年08月:荒川区子どもの貧困・社会排除問題検討部会の設置

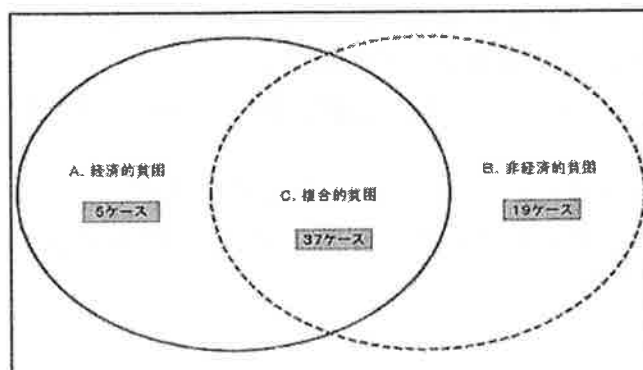
平成23年11月:子どもの貧困の早期発見のための情報共有に関するPTの設置



最終報告書の概要

■最終報告書の特徴

- ・中間報告書の42の調査事例(経済的貧困5事例、複合的貧困37事例)のケーススタディをもとに、子どもの貧困・社会排除に至るリスクと決定因子及びそのプロセスを明らかにした。



■複合的貧困の様相

- ・子どもの貧困・社会排除問題は、様々な要因が複雑に絡み合って発生
- ・子どもの貧困の「リスク」を抱えた家庭に、「決定因子」が組み合わさることで発生
- ・子ども自身にも現れる貧困・社会排除の様々な様相
 - ①学力不足 ②不衛生 ③食生活不全 ④児童虐待
 - ⑤不登校 ⑥問題行動 ⑦非行

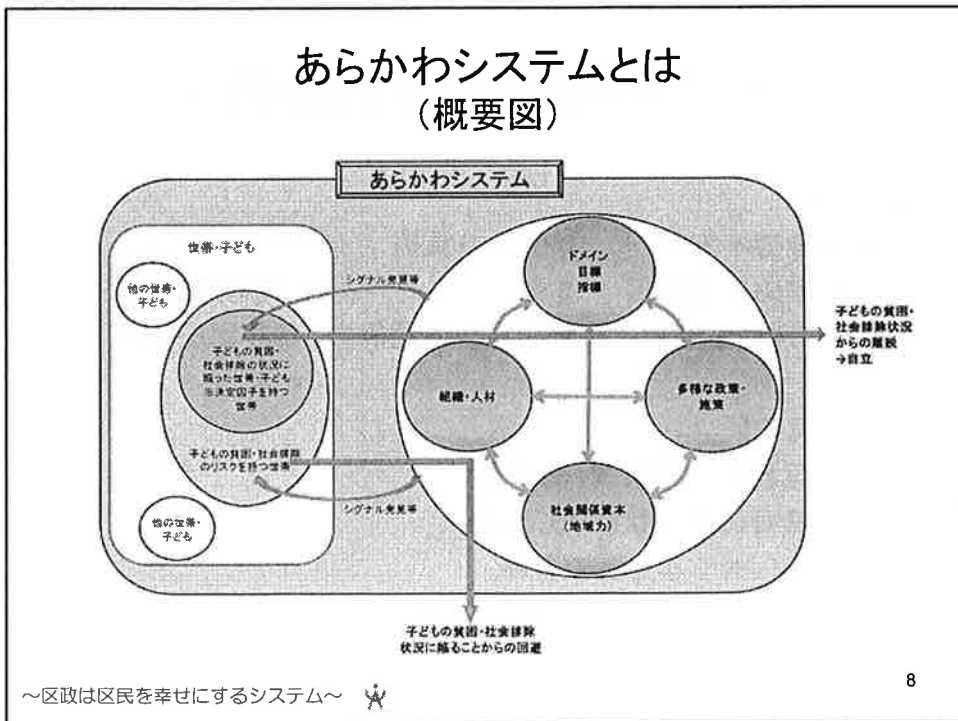
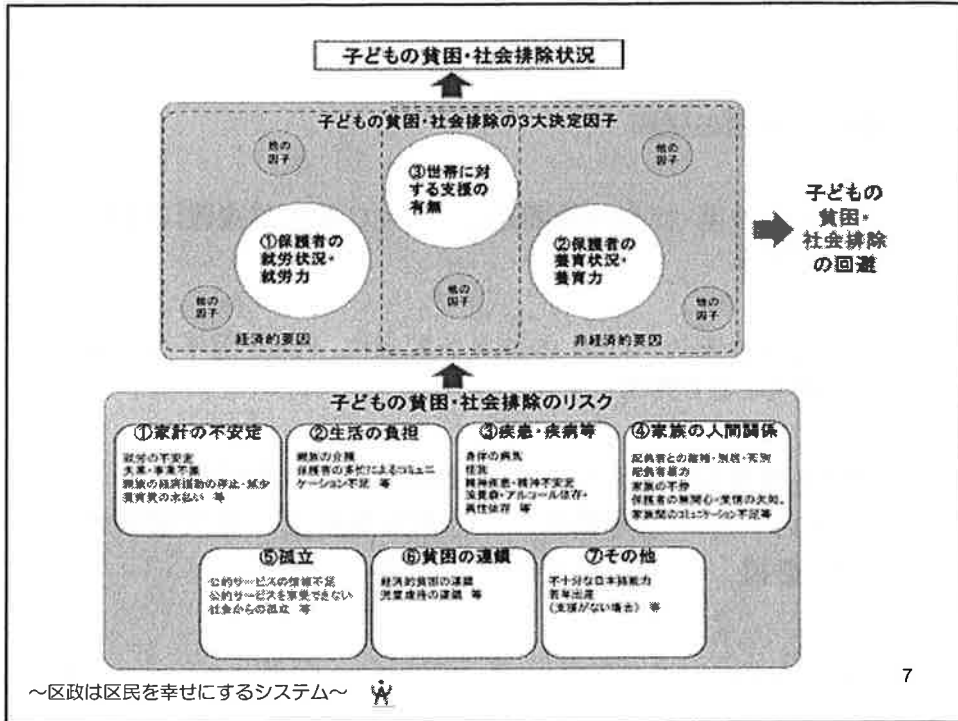
子どもの貧困のリスクと決定因子

【リスク】

- ①家計の不安定 ②生活の負担 ③疾患・疾病等
- ④家族の人間関係 ⑤孤立 ⑥貧困の連鎖
- ⑦その他(保護者の不十分な日本語能力、若年出産など)


【決定因子】

- ①保護者の就労状況・就労力
- ②保護者の養育状況・養育力
- ③世帯に対する支援の有無




あらかわシステムとは ～提言の内容～

- ◇「ドメイン・目標・指標」、「組織・人材」、「社会関係資本(地域力)」、「多様な政策・施策」の4つの構成部分が相互に影響しあう包括的なシステム
- ◇リスクを持った世帯のシグナルを早期に発見し、包括的にリスク軽減の方法を提供することで、子どもの貧困・社会排除の状態に陥ることを回避
- ◇リスクと決定因子の両方を持っている世帯に対しては、子どもの貧困・社会排除の状況からの離脱、自立生活への移行

～区政は区民を幸せにするシステム～ 

9

～区政は区民を幸せにするシステム～ 

あらかわシステムとは ～4つの構成部分～

区 分	提言の内容
ドメイン・目標・指標	
視点の共有	<ul style="list-style-type: none"> ・ドメイン設定の目的は、区職員の動機付けや問題意識の共有化 ・「子どもの貧困」に取り組む区としての姿勢の明確化等が必要
目標・指標の設定	<ul style="list-style-type: none"> ・具体的な目標と指標を測定することのできる指標の設定が有効 ・ドメインに基づいた目標の達成度合いを測定し、継続的に施策等を改善
組織・人材	
組織体制の強化	<ul style="list-style-type: none"> ・本部会の司令塔としての役割の強化 ・本部会の下部組織の設置、活用
シグナル発見の仕組み	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもや世帯からのシグナルをチェックすることのできるリストを作成し、関係者に周知徹底することが有効
人材の強化	<ul style="list-style-type: none"> ・教員〇B等の登用（関連部署への配置） ・児童相談所への職員の派遣 ・スペシャリストの育成（職員の専門研修への派遣や関連部署への長期間配置など）
社会関係資本（地域力）	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもの貧困に陥るおそれのある世帯の見守りや貧困のシグナルの早期発見には、地域との連携が重要 ・住民への意識啓発や協力依頼、シグナルを発見した際の連絡体制の構築が必要 ・子どもの貧困の未然防止や貧困世帯に対する支援を行える仕組みや地域の体制づくりが必要

10

あらかわシステムとは ～4つの構成部分～

区 分	提言の内容
多様な政策・施策	
リスクへの対応策	<ul style="list-style-type: none"> ・関連機関の職員による「子どもの貧困・社会排除の視点」や基本的な価値観の共有化 ・保護者等に対するリスクの内容とリスクへの対応機関の周知 ・ケースワーカー等による訪問相談、対象世帯の状況に応じた支援等
決定因子への対応策	<ul style="list-style-type: none"> ・「仕事・生活サポートデスク」の機能充実など就労支援体制の強化やならし就労から本格就労に至るステップアップ方式の就労機会の提供が必要 ・家庭へのヘルパー派遣や保育園等での家庭の養育力不足への支援など、対象家庭のライフステージごとの対応が必要
子どもの貧困に陥った世帯等への対応策	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもの貧困の連鎖を断ち切るため、基礎学力や学習意欲の欠如、学習環境の不備に対応した学習支援を早期の段階から実施することが重要 ・保護者と子どもの双方に対し、基本的な生活習慣やスキルを身に付けさせる支援が必要 ・「早寝・早起き・朝ごはん」推進運動の推進など、子どもの生活習慣の改善の取り組みが必要 ・対象家庭の情報共有と関係機関が連携のとれた支援による児童虐待防止の取り組みが必要 ・不登校児童に対する小学校段階での対応と、子どもだけでなく世帯全体を対象とした支援が必要 ・関係機関の連携による組織的な対応と家庭への協力依頼をととした、子どもの問題行動の予防等の取り組みが必要

区の実施の経緯

～子どもの貧困・社会排除問題対策本部～

《検討事項》

- ・子どもの貧困のシグナルを早期に発見し、適切に対応するための施策の充実と体制の整備
- ・社会的に弱い立場にあり、非常に複雑な家庭状況を抱えている母子家庭、父子家庭に対する支援の充実
- ・言葉の問題により貧困、孤立に陥りやすい外国人への支援の充実
- ・貧困の連鎖を断ち切る上で重要な子どもの教育に対する支援

《検討内容等の整理》

- ・現状の把握や既存施策の検証等の実施
- ・検証等を踏まえた新規事業の創設や既存事業の充実

区の実組の経緯

～子どもの貧困・社会排除問題検討部会～

◆あらかわシステムの提言を受け、以下の5項目について検討

- ①ドメインや視点の共有(目標の共有等)
- ②組織体制の強化(組織間の連携等)
- ③シグナル発見の仕組みの構築(情報の共有等)
- ④人材の強化(スペシャリストの育成等)
- ⑤社会関係資本(地域との連携等)

《検討内容等の整理》

- ・あらかわシステムについては、学習支援に関する新規事業の創設と組織間の連携強化により対応
- ・早期発見のための情報共有等の強化について継続検討

区の実組の現状

～早期発見のための情報共有等に関する検討～


◆庁内に関係セクションの職員で構成するPTを設けて検討を行い、以下の内容を整理

- ・早期発見のためには関係セクションの担当者間のネットワークが重要
- ・早期発見のための職員のスキルアップが必要
- ・要保護児童対策地域協議会の対象ケースとはならないが、一定の問題を抱えた児童等に関する情報共有と早期対応が必要
- ・組織間での連携や情報共有の上では、個人情報保護の仕組みづくりが不可欠

区の実組の現状

～これまでに具体化した新規・充実事業の一例～

- ・産後うつ傾向や育児不安等の症状を持つ親への精神科医による個別相談(ママメンタルサポート事業)の充実
- ・スクールソーシャルワーカーの配置
- ・子ども家庭支援センターの相談体制の強化
- ・DVIに関する知識や理解の醸成(職員向け講座等)
- ・良好な学習環境にない子どもの学力不足に対応した学習支援事業(学びサポート事業)の創設
- ・家庭相談の充実(家事事件の専門知識を持つ職員の配置による家庭内の紛争や離婚相談等への適切な対応)
- ・保育園における早期発見体制の充実(保育に関する知識と経験を持つ子育て相談専門員の増員)


～区政は区民を幸せにするシステム～ 

15

区の実組の現状

～取組の中での課題(私感を含む)～

- あらかわシステムについては、一部の新規事業と既存事業の充実、関係機関との連携強化により対応
- 対策本部の設置により、全庁をあげて取組む姿勢を明示し、機運は高まったが、十分な体制等の構築は道半ば
- 対象世帯との関係づくりや具体的な事業につなげるための児童等への寄り添いや職責を超えての対応は、現場の職員の頑張りに依存
 - ・たとえ優れた事業であっても、それだけでは救えない
 - ・職員の専門性やスキルの向上
 - ・支援を行う者同士が話し合える場を設けるなど

～区政は区民を幸せにするシステム～ 

16

区の実施の現状

～実施中の課題(私感を含む)～

- 区役所と接点がないケース、他者とかかわりを持たないケースへの対応(アウトリーチの限界)
- 子どもの貧困の共通理解をさらに深めていくことの必要性
- 問題のある保護者への支援の充実
 - ・一時保護中の保護者の生活再建
 - ・産後うつ傾向のある保護者と子どもに対する丸ごとサポート
- 中学校卒業後の自治体間の連携の必要性
- 子ども家庭支援センターと児童相談所の二層制の相談機関
 - ・一時保護等の権限を持たない中で子ども家庭支援センターの対応
 - ・特別区への事務移管による円滑な対応の可能性

ご清聴ありがとうございました。



★MEMO★

あだち・ほっとほーむ事業について

足立区こども支援センターげんき
北地区支援係 富山耕生

1 足立区について

- 23年度 就学援助率 46.6%(23区1位)
(準要保護→生活保護基準の1.1倍未満)
- 生活保護率 3.84%(23区2位)
受給人員数 26,295人(23区1位)
- 都営住宅戸数 32,392戸(23区1位)

2 あだち・ほっとほ一む事業(1)

- 14年度 こども家庭支援センター設立
- 同年、6月「あだち・ほっとほ一む事業」開始
- 現在の法的位置付けは、養育支援訪問事業（児童福祉法第6条の2第5項）

3 あだち・ほっとほ一む事業(2)

- 目的 養育困難家庭で支援の必要があると判断した家庭に対し、足立区が指定するあだち・ほっとほ一む協力家庭が養育支援することにより、区民の子育て支援を図り、もって、児童福祉の向上に寄与することを目的とする。
- 対象児童 3カ月～15歳(中学生)
- 利用料金 生活保護世帯等 300円/日
それ以外 1,000円/日

4 協力家庭

- ・登録制の有償ボランティア 89名
(資格要件)

- ①保育士・幼稚園教諭・教員等こどもに関する
いずれかの資格を有するもの 21人
- ②地域でこどもに関する活動を経験したこと
(子育て応援隊サポーター含む) 61人
- ③この制度を理解して、児童の福祉向上に熱
意を有するもの 7人

5 支援内容

- ・食事その他身の回りの世話
- ・家事支援
- ・学習支援
- ・その他、区長が必要と認めるもの

→相談員の「支援計画」に基づき、こどもに
関することなら何でもできる。

6 支援の流れ(1)

【架空の事例です】

母子家庭 母(30代)、本児(保育園年長・男)

- ・本児は発達に課題があり。欠席多い。
- ・母は就労。まじめだが、うつ傾向

2ヶ月前、母が自宅で本児を叩き左目の周りに痣。保育園の虐待通告を受け、同日、こども支援センターげんきが母に虐待抑止。

母は抑止を受け入れるが、本児の特徴について相談継続は拒否。保育園で見守りとなる。

7 支援の流れ(2)

- ・ところが、2週間前から本児は登園しておらず、昨日、保育園が母に連絡したところ、母は「消えてしまいたい」と力なくつぶやき電話を切った。園長が家庭訪問したが応じない。
- ・保育園からの相談を受け、こども支援センターげんきの相談員が家庭訪問し、母子の無事を確認した。家の中はゴミ屋敷状態。
- ・母の話から、母はうつが悪化。退職し現在収入が無い。家賃を滞納。また、送り出しできず、本児は自宅で野放し状態だったことがわかる。
- ・母は被虐歴を語り、頼れる親族も無い。

8 支援の流れ(3)

- 相談員は機関との関わりを避ける母を説得し、福祉事務所に同行して生活保護を受給開始。業者がゴミ捨てを実施した。しかし、その後も母は送り出しできず、自宅保育で体が休まらない。
- 相談員は、「本児の登園を確保することで、就学に向け生活リズムを作ると同時に、母が精神通院に専念し、養育環境を整える。」ことを目標に、卒園までの6ヶ月間、保育園の送迎をほっとほ一むで行う計画を作成した。

9 支援の流れ(4)

- 所内で支援計画を決定。協力家庭が手薄な地区だったため、子育て応援隊の事務所に募集の協力を依頼。新たに3名の協力家庭を登録し、毎日の送迎が可能になる。
- 福祉ケースワーカーと同行し、母にほっとほ一む支援を提案。相談員との信頼関係と料金の安さが決め手になり、母は支援を受け入れた。

10 支援の流れ(5)

- その後、本児は送迎を受け毎日登園している。
- 協力家庭から、家庭内にまたゴミがたまり出したとの連絡を受け、相談員から支援内容に掃除を追加することを母に提案。母は、本児の特徴を踏まえ家庭環境を整えることが必要であることを理解し、提案を受け入れた。
- また、本児の状態把握のため、母子がこども支援センターげんきに来所し、心理検査を実施するに至った。母は通院を継続している。

11 相談員の役割

- 支援計画の作成
- 協力家庭のコーディネート
- ほっとほ一む支援の進行管理
- 利用者・協力家庭の要望を計画にフィードバック

※利用者が受け入れ無ければ成り立たない。

※協力家庭のモチベーションが保たれなければ継続できない。

12 協力家庭のネットワーク作り

- H14当初 区広報で募集
- その後、必要に応じて民生児童委員、子育てアドバイザーなどに依頼し、追加登録を行った。
- 現在は、あだち子育て応援隊のサポーターからの登録が増えている。

13 あだち子育て応援隊(1)

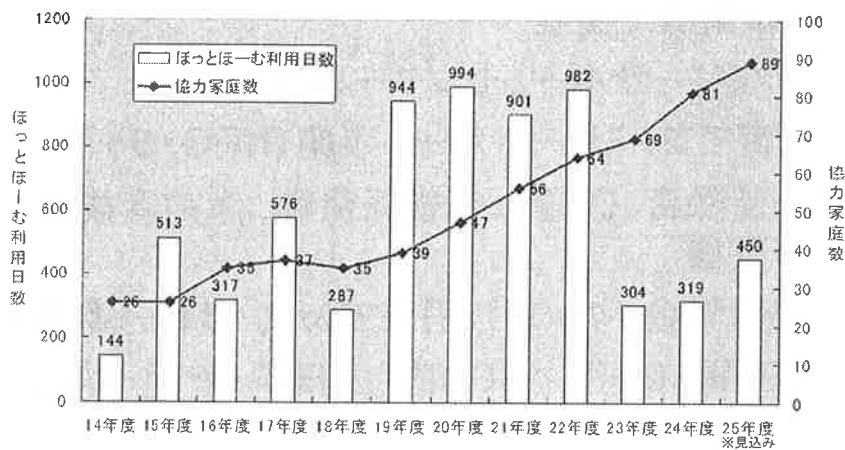
- 6事業者で実施
ファミリーサポートセンター事業(社協)
子育てファミリーサポート事業(NPO・5ヶ所)
- 一時保育(送迎)、病後児保育、産前産後家事支援
- 登録料金2400円(子育てファミリーサポート事業)
- 1時間500円/800円(土日祝・夜間・早朝)

14 あだち子育て応援隊(2)

- 子育てサポーター養成講座
- 毎年度2回程度開催
- H24は42時間受講し修了生を「子育てホームサポーター」に認定。→現在719名が登録。

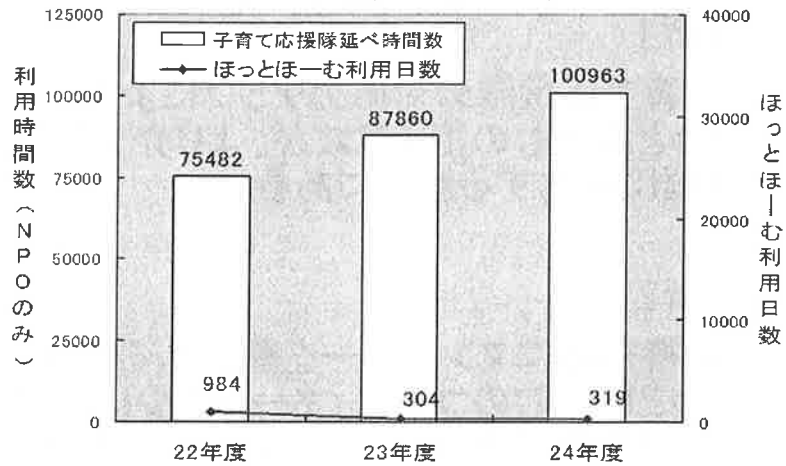
15 現状(1)

ほっとほーむ利用日数と協力家庭数



16 現状(2)

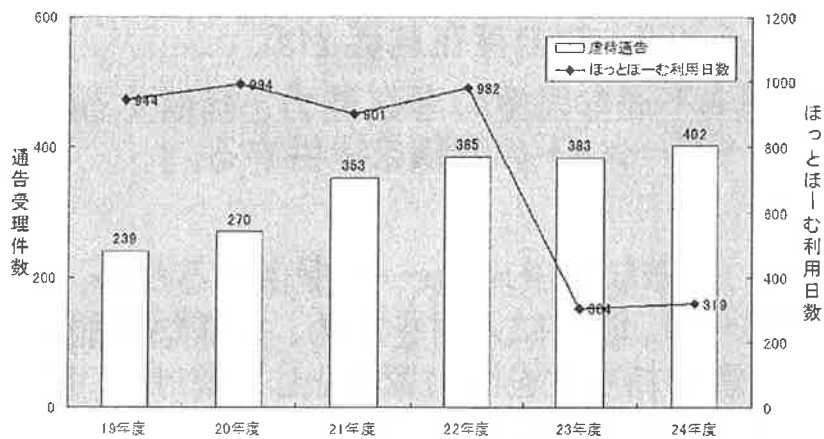
子育て応援隊利用時間数との比較



- ※ 利用時間数(NPOのみ)は、月ぎめ保育(22年度開始)時間数を含む。
- ※ 24年度NPOが4→5事業所に

17 現状(3)

虐待通告件数との比較



18 現状(4)

- 分析1

子育て応援隊の対応力アップにより、ほっとほーむの担う領域が、より介入困難な家庭に特化する傾向にある。

- 分析2

虐待対応にマンパワーを割かれる現状が、ほっとほーむのコーディネート減少に影響している可能性がある。(相談員の肌感覚)

19 これからのほっとほーむ

- ほっとほーむの存在意義とは、、、

「最も不遇な児童の潜在能力を補償するため、オーダーメイドの支援を提供する。」

→ 多様な支援メニューを提供するため、今後一層、地域に人材を求め、多様な技能や熱意の持ち主を協力家庭として繋げる。協力家庭のスキル向上を図る。

第3報告

ひとり親家庭で育つ子どもへの支援 —NPO等とつくる居場所づくり—

京都府健康福祉部家庭支援課ひとり親家庭支援担当課長 白敷

1 「こどもの居場所づくり事業」の立ち上げ

1) 困窮世帯の増加（平成23年度京都府母子・父子世帯実態調査から）

ひとり親世帯は、増加傾向を示す中、収入面では、母子世帯は、依然低所得であるが、父子世帯の平均収入も減。

生活保護世帯数では、母子世帯で10%、また、父子家庭でも前回調査と比較し倍増の4.5%となるなど、困窮者世帯が増加。

〈平成23年度京都府母子・父子世帯実態調査（平成23年10月1日調査）から〉

▲ 世帯数（母子・父子世帯）

（単位：世帯）

事 項	平成23年	過去の調査結果			
		平成17年	平成7年	平成2年	昭和60年
全世帯数	445,075	425,029	378,446	350,787	330,618
母子世帯数	9,360	8,618	5,757	6,046	6,733
父子世帯数	734	880	951	948	872

※全世帯数は、国勢調査又は府の推計世帯数。母子・父子世帯数は、民生児童委員の福祉票。

▲ 1年間の平均収入

	平成23年度	平成17年度
母子世帯	171万円	156万円
父子世帯	318万円	355万円

※各収入額区分の平均値（無職の区分は0円を、1,000万円以上については、1,000万円を基準値として計算）に該当者数を乗じ、全体の人数（無回答除く）で割り戻して算出

▲ その他の収入を得ている世帯の割合

収入の種別	母子世帯		父子世帯	
	平成23年	平成17年	平成23年	平成17年
生活保護費	10.3%	11.0%	4.5%	2.7%
児童扶養手当※1	62.0%	56.4%	36.0%	—

※1 父子世帯の児童扶養手当は平成22年8月から支給開始

2) 京都府母子・父子世帯実態調査結果から

○ ひろり親家庭の支援施策検討会（平成25年2月報告）報告

◇ ひろり親家庭に対する新たな支援施策方向性

＜4つの柱＞

- ① 父子家庭への支援
- ② 母子家庭の母等ひとり親に対する就労支援
- ③ 相談支援機能の拡充
- ④ 子どもへの支援

④ 子どもへの支援

論点 子どもへの支援策

- ◇子どもの目から見た施策のあり方
子どもの不登校など問題行動に対して、子どもを支援する施策
- ◇子どもが学び、遊べる場所の設置
心の安定の時間や集まって遊ぶ場等の検討



京都府「こどもの居場所づくり事業」の実施（25年度～）

2 NPO等と「こどもの居場所づくり事業」実施

「資料」参照

- ◇ 夏休み短期型（夏休み期間中の生活及び学習支援などを実施）
NPO法人等19箇所実施
- ◇ 通年型（年間プログラムを通じて、仲間づくりと交流支援を実施）
NPO法人3箇所実施

（取組み事例の紹介）

事例1）夏休み短期型事業

活動日	時間	内容
25.7.20（土）	午後4時～8時	調理実習（カレー、ヨーグルト）
7.24（水）	午後3時30分～8時30分	学習
7.31（水）	午後3時30分～8時30分	学習、工作（ペットボトルカバー）
8.7（水）	午後4時～8時30分	学習、工作（ブックカバー作り）
8.10（土）	午前10時～午後2時30分	調理実習（ちらし寿司、酢の物、ゼリー） 親子交流
8.14（水）	午後4時～午後8時30分	学習
8.21（水）	午後4時～午後8時30分	清掃、学習、工作（ブックカバー作り）
8.28（水）	午後6時～午後8時30分	学習

※ スタッフの中には、子どもと年齢の近い大学生のボランティアもおり、気軽に相談ができることから、子ども達には過ごしやすい場となっていた。

事例2）通年型事業

① 平日開催型

事業	内容
生活支援プログラム	午後5時～9時 夜の生活（勉強・遊び・夕食・入浴）を大学生ボランティアと過ごす。（養育困難家庭の小中学生。）
学習支援プログラム	午後5時～9時の90分間大学生ボランティアがマンツーマンで学習支援を実施。
余暇支援プログラム	土日を中心にものづくり、調理、地域イベントなど参加。
保護者支援プログラム	保護者交流会を実施し、こどもの様子の共有や、悩みの相談等を実施。

※ 低所得世帯の多い地域で、小中生や保護者への支援を地域（商店会等）ぐるみで実施。

② 土日開催型

事業	内容
ピアサポート&ワークショップ	親や子のためのワークショップを開催し、安心して語り合える場づくりを実施。
学習支援、食育プロジェクト	読書会、宿題支援、調理実習。夏休みクラフトづくり映画鑑賞。
定期プログラム	ベビー相談、ママ・パパ講座、のびのび子育て相談、ピアワークショップ。

※ 年間プログラムに加えて、地域行事にも配慮しながら地域と一体となり支援を展開。

3 事業成果・課題

○ 成果

(一次的効果)

① 子どもへの効果

- ・生活習慣が身についた。
- ・新たな仲間づくりができた。
- ・普段、親がかかわれない子どもの工作体験や食育体験などができた。
- ・ボランティアによる学習支援により、学習習慣が身についた。

② 母への効果

- ・子どもの事業参加により、母の安心感につながった。
- ・親同士の交流により、共感しあえ、気軽に悩みを打ち明けられる仲間ができた。

(二次的効果)

- ・事業をきっかけに、ひとり親家庭への学校・教育委員会のバックアップや地域商店街等の理解など新たなひとり親家庭等への理解や支援の和の広がりを得た。
- ・大学生ボランティア等のスタッフとの新たな絆が芽生えた。

○ 課題

- ・こどもの居場所づくりの課題は、ひとり親家庭という切り口で実施したものの、生活困窮世帯と共通した課題であり、どこまで一体的に子どもの支援・実施ができるか。
また、親への支援については、何を、どこまでできるか。
- ・京都府内では、高齢化率の高い地域や学生の多い地域など地域事情が様々であり、地域事情に応じたリーダーが少ないなどの状況があることから、今後、各地域において、事業の担い手となるリーダーの養成や人材の発掘等。

ひとり親家庭のこどもの居場所づくり事業について

ひとり親家庭の悩みや不安を持つこどもと保護者のそれぞれが、気軽に交流し集うことのできる居場所を提供することで、精神的・経済的に不安定なこどもの心の安定や学習意欲の向上及び保護者の悩み解消を図ることを目的に、NPO法人等に補助金を交付して事業を実施する。

◎ 内 容

種 別	通 年 型	夏休み短期型
		年間プログラムを通じて、仲間づくりと交流支援を実施
実施主体	社会福祉法人、NPO法人、社団法人	
実施時期	年間（月8日間程度）	7～8月の8日間程度
事業内容	◇ 子のためのプログラム <u>社会性や集団性を育み、仲間づくりを支援</u> ① キャンプ等の野外活動 ② 気軽に立ち寄れる遊び場所 ③ 悩み相談 ④ 学習支援 等	◇ 子のためのプログラム <u>生活習慣支援と仲間づくり支援及び学生ボランティアによる悩み相談</u> ① 夏休み宿題相談会 ② 読書会 ③ 遊び場所 ④ 工作づくり 等
	◇ 親のためのプログラム ① 気軽に立ち寄ることができる交流の場所の提供と子育てに関する悩み相談 ② 談笑や趣味、講話（子育て講座等）などを通じた仲間づくり	◇ 親のためのプログラム 気軽に立ち寄ることができる交流の場所の提供と子育てに関する悩み相談
実施箇所	3 箇所	19 箇所

生活保護受給世帯の

平成25年6月28日
神奈川県生活援護課

「子どもの健全育成プログラム策定推進モデル事業」の取り組み

厳しい経済・雇用情勢の長期化により、生活保護受給世帯が増加しています。経済的な困窮によって、子どもの健全な成長や自立が妨げられることがないよう、本県では、平成22年度から、生活保護世帯のお子さんと子育てを支援する「子どもの健全育成プログラム策定推進モデル事業」を実施しています。

1 子ども支援員による アウトリーチ支援

(平成22年度～)

平成22年度から生活保護を所管する郡部保健福祉事務所6箇所、生活保護制度と子育てについての専門的知識を持つ子ども支援員を配置。今後も、家庭訪問や個別相談など、積極的なアウトリーチによる寄り添い型の支援を実施していきます。



*H24年度子ども支援員活動実績

家庭訪問	439
電話相談	244
関係機関調整	583
カンファレンス	163
同行・来所面接他	200
その他	1014
計	2643

効果（利用者から）

相談しやすくなった

ケースワーカーには言い出しにくい子育て相談も子どもの専門の相談員なので話しやすいとの声をいただいています。

効果（関係機関から）

連携しやすくなった

生活保護世帯の子どもについて窓口がわかりやすくなり、連携がスムーズになったとの意見が寄せられています。



2 子ども支援の実情を調査

(平成23年度)

平成23年度、福祉事務所のケースワーカーが子どもへの支援を行う上で参考とするためのアンケート調査を実施し、子どもの健全育成プログラム等の作成に活用しました。

- (1) ケースワーカー調査
県内ケースワーカー709人から回答
- (2) 関係機関調査
保育園・学校、児童相談所等152箇所から回答
- (3) 生活保護世帯調査
400世帯を抽出し、あらかじめ承諾の得られた148世帯から回答



出典： <http://www.pref.kanagawa.jp/uploaded/attachment/606581.pdf>
(神奈川県ホームページ)

3 健全育成プログラムの作成 (平成23年度実施)一部22年度先行実施

福祉事務所のケースワーカーが子どもへの支援を行う上で活用するため手順や留意点、関連する情報を集めた支援の手引き書にあたる子どもの健全育成プログラムを作成しました。

6つの健全育成プログラム

特徴

全年齢を対象に

進学や就職のときだけでなく、0歳の子育て支援から高校卒業後の進路支援まで総合的に支援できるように作成しました。

- 子どもの育ち支援プログラム
- 高校進学等支援プログラム※
- 中学卒業後の社会支援プログラム
- 高校生支援プログラム※
- 関係機関との連携構築支援プログラム
- 学習支援等居場所づくり支援プログラム

特徴

関係機関も使えるように

教育・労働・青少年など関係部局とともに作成し、子どもの支援に関する機関が連携して参考にできるようにしました。

特徴

新任でも使えるように

子どもの支援に不慣れな新任ケースワーカーでも活用できる多様な支援ツールを掲載しました。



※は22年先行作成

特徴

プログラム自体を改善していきます

平成24年度、このプログラムを試行。改善すべき点は改善していきます。

特徴

支援基盤づくりに

関係機関の役割紹介、学習会等の企画ノウハウなどケースワーカーだけでなく組織的な支援基盤づくりのノウハウを盛り込みました。

4 学びの場や、安心できる居場所づくり

(平成23年度～)

学生ボランティア等のサポートを受け、学びの場や安心して過ごせる居場所づくりをすすめています。

モデル事業の実施

先行実施している県保健福祉事務所の学習支援を参考に各市でも取り組めるようモデル事業を実施します。

(平成24年度～)



実施箇所の増

県の保健福祉事務所については、これまでの2箇所から4箇所に増やし実施していきます。

(平成24年度～)

ノウハウ情報の提供

「学習支援等居場所づくり支援プログラム」の配布等により、実施自治体の支援を行います。



子どもの健全育成プログラム策定推進モデル事業の体系イメージ

子ども支援員

支援員サポート | 設置要綱 | 子ども支援員の引き | 活動日誌 | 業務連絡会 | 研修

ケースワーカー

年齢(歳)	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
	保育所/幼稚園			小学校			中学校			高校			大学など								

個別プログラム

神奈川県版 子ども健全育成 プログラム

子どもの育ち支援プログラム



高校進学等支援

高校生支援

中学卒業後の社会生活



共通プログラム

関係機関との連携構築支援プログラム

学習支援等居場所づくり企画支援プログラム

情報の収集

有子世帯基礎情報収集

子どもの自立支援調査

- ・ケースワーカーアンケート
- ・生活保護受給者子世帯の子どもの属性と世帯状況調査
- ・当事者調査(アンケート・ヒアリング)
- ・ケースワーカー調査(アンケート)
- ・関係先調査(アンケート・ヒアリング)

支援効果検証

評価

プログラム改善

効果測定

子ども支援員 プログラムの 普及・推進

プログラムに反映



子どもの育ち支援プログラム

1 目的

生活保護世帯の子どもの支援の開始にあたり、子どもの健全な育ちが得られるよう、子どもの成長段階に応じて課題を整理し、適切な支援につなげていく。

2 支援対象

生活保護全世帯のうち概ね0歳～18歳（高校生年齢）までの子どもとその保護者

3 実施主体

福祉事務所

4 主な関係機関

保育所、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校
教育委員会、児童相談所、市町村（保健関係、子育て支援関係課）等

5 実施方法

- (1) アセスメント・支援シート（ツール1）により、子どものいる世帯の生活状況、保護者の子育てに対する認識、子どもの将来に対する希望等を把握し、課題を整理する。
- (2) 課題、支援方法や解決の道筋を保護者と共有し、必要に応じて、関係機関と連携して支援に取り組む。

6 実施内容

- (1) 保護開始から概ね3か月の間に、家庭訪問等により、子どもと保護者の状態を把握し、アセスメント・支援シート（ツール1）を作成する。アセスメント・支援シート（ツール1）の作成は、プログラム参加への同意が得られたかどうかにかかわらず、通常のケースワーク業務の範囲として行う。プログラム参加の同意が得られたものについては、当該家庭から了解が得られた範囲の関係機関や、子どもや保護者自身から情報を聞きとることなどにより、アセスメントの情報を補う。
- (2) アセスメント・支援シート（ツール1）は、その内容、支援課題を踏まえ、ケース検討会議を実施する等により、具体的な支援方針、支援内容・方法、役割分担等を決め、支援方針欄に記入する。
- (3) 定期的に、課題や支援内容を見直す。
- (4) 保護者と課題や支援内容について話し合い、情報を共有する。
- (5) 主な支援内容は以下のとおりとする。

- ア 日常生活支援（生活環境や生活習慣の改善、行政手続や健診受診等の支援）
- イ 養育支援（保護者の養育上の悩みに対する支援・不適切な養育等に対する指導）
- ウ その他、子ども自身の発達・学業・進路についての支援、不登校への支援など、課題に応じた支援へつないでいく。

別紙「支援のイメージ図」参考

(6) 支援の方法・役割分担について

- ア 既存の有効なプログラムがあれば、活用する。
- イ 個別の課題がある場合は、専門の関係機関につなぐ。
- ウ 保護者の理解が得られず、専門の関係機関につなげることができない場合も、保護者の理解が得られるよう継続的に理解を促す。
- エ 子どもに差し迫った課題が無い場合でも、定期的な家庭訪問等により状況を把握し、見守る。
- オ 子どもが所属している機関（学校、保育所、施設等）や、すでに利用している相談機関等があり安定している場合は、そうした機関との関わり状況を把握して見守り、必要に応じ連携して取り組む。

7 具体的な支援における留意点

(1) 子育ての状況の把握、アセスメント、支援方針について

- ア 家庭訪問を行い、保護者と子どもに面接を実施し、生活状況や子育ての状況を確認する。家庭訪問の時期は、生活保護開始から概ね3ヶ月の間に行うことを原則とする。
- イ 面接の際はアセスメント・支援シート（ツール1）と気づくためのシート（ツール2）を活用し、生活状況や意向、課題、支援のポイントなどを整理する。
- ウ アセスメント・支援シート（ツール1）と気づくためのシート（ツール2）は保護者や子どもと一緒に記入することも想定して作られている。保護者と子どもの現状や将来の希望などについて話し合い、保護者とともにこれらのシートを記入していくことで、支援課題の整理、共有化が可能となる。

(2) プログラムの紹介と同意について

- ア アセスメントを行った上で、具体的な支援にあたっては、保護者及び子どもとあらかじめよく話し合い、ともに歩む姿勢を示す。保育所や学校などの関係機関との調整や情報交換に関与する場合は、子ども及び保護者の了解を得て行うことが前提となる。さらに、学校での様子など個人情報や直接関係機関から得る場合は、保護者から同意を得るなど、個人情報の取扱いに十分配慮することが必要である。

イ アセスメントにより明らかになった支援課題を整理した上で、必要に応じてケース検討会議を実施し、具体的な支援方針（支援方法・内容など）を定め、その内容をアセスメント・支援シート（ツール1）の支援方針欄に記入する。

ウ 子どもや保護者に生活援護課作成の「子ども支援員ちらし」（関係機関との連携構築支援プログラム（ツール3））を配付し、子育て（養育）で困っていることや悩んでいることがあれば、問題解決のために力になりたい旨を伝える。

エ 保護者とともにアセスメント・支援シート（ツール1）を記入した場合で、保護者の評価内容とケースワーカー又は子ども支援員の評価内容が異なる場合は、面接後にケースワーカー又は子ども支援員が評価の異なる部分を朱書きで加筆する。（パソコンのワープロソフトを使用する場合はフォントの色や種類を変える）

オ 気づくためのシート（ツール2）には乳幼児から小学校低学年を対象とした「乳幼児・学童初期用」と小学校高学年以上を対象とした「児童・生徒用」があるため、子どもの年齢に応じて使い分ける。

カ 支援課題の緊急度・重要度に応じて次のアセスメント時期を決める。支援すべき課題が特に見あたらない子どもであっても、年に1回はアセスメントと支援方針の見直しを行う。

キ より支援が必要と思われる世帯に対しては、以下の例を参考とする。

- ・子どもの発達に遅れがあると思われる場合

⇒市町村役場や保健所の保健師、又は児童相談所など、より専門的な相談ができる関係機関を紹介し、相談につながるように支援する。

- ・いじめや進路選択など学校生活や進路に関連した悩みを抱えている場合

⇒悩みの詳細を聴き取り、適切な関係機関に相談につながるようにする。

- ・学校などの関係機関に対する不満の訴えが多い場合

⇒訴えを傾聴し、不満に思う原因が解決可能なものについては調整する。

ただし子ども・保護者と関係機関との信頼関係を保つために無理はせず、調整の機会をうかがう。

- ・福祉事務所の直接的支援に抵抗感がある又は拒否している場合

⇒査察指導員を含めた役割分担により複数体制で粘り強く関わる。子育て（養育）支援以外の切り口で、関わりの糸口を探る。

- ・子どもへの虐待が疑われる場合

⇒児童相談所、又は市町村子ども担当課窓口への通告を検討する。

⇒虐待通告による対応は、虐待通告受付手順の手引（ツール8）が参考となる。

（3）制度説明などについて

ア 子育てに関する生活保護上の取り扱いや行政サービスなどについて説明し、保護者が十分に理解できるよう支援する。

イ これらの説明には、子育てに関するQ&A（ツール3）や子育て支援担当課作成の各種資料を使い、わかりやすい言葉で丁寧に説明する。

ウ ケースワーカーが予防接種や乳幼児健診などの保健サービスの概要について理解を深めたい場合は、子育て支援保健サービス一覧（ツール4）、市町村の保健事業（ツール5）、母子保健サービス事業の県と市町村の役割分担（ツール6）が参考になる。

（4）各ステージにおける支援のポイント

妊娠から出産までの期間

- ◎ 母子健康手帳を取得して、妊婦健康診査を適切な時期に受けているか定期的に確認する。
- ◎ 妊娠や出産の悩みがあれば傾聴し、不安の解消に努める。
- ◎ 妊娠や出産に関連して活用可能な制度や生活保護上の取り扱いを丁寧に説明し、出産に向けて経済的な面で不安を感じさせないように配慮する。

乳児期～小学校低学年まで

- ◎ 子どもの予防接種、健康診査や歯科検診などの受診状況を確認し、身長や体重から発育状態に問題がないか確認する。
- ◎ 日常生活の支援が重点となるため、身体の発達と動き、顔色、偏食などの健康面、身だしなみ、服装などの衛生面、家の中などの整理整頓、就寝時間や1日のリズムなどの生活環境面などを観察し、日常的な生活習慣を身に付けられるようにする。
- ◎ 保護者の子育て不安や悩みを受け止め、家庭状況を把握し、子どもが集団生活に適応出来るよう心がける。

小学生

- ◎ 起床、食事、就寝の生活リズムをポイントとし、学習、遊び、運動、休養のバランスをうまくとりつつ、健全な育成環境を整え、定着出来るようにする。
- ◎ 子どもに直接会うことにより、子どもの興味や関心を引き出し、子ども自身が本来持っている力を引き出せるようにする。
- ◎ 学習習慣がない子どもや学力が低い子どもへの学習の習慣づけ、支援の方策を工夫する。
- ◎ 安定した学校生活が送られているかを確認、クラス内、先生、友人達との集団適応能力を把握する。
- ◎ 親子関係を観察することにより、子ども・保護者それぞれの立場を理解して寄り添う。
- ◎ 自己表現の第一歩であるあいさつがきちんと出来るよう、人前での不快な振る舞い、乱暴な言葉使いなどに気を付け、マナーや礼儀を身に付けられるようにする。

中学生

- ◎ 子どもの目線に立ち、思春期の心と身体の変化に対応した支援や工夫を行う。
- ◎ 進路については「高校進学等支援プログラム」などを活用し、進学や就業の方向付けを一緒に考える。
- ◎ 子どもへの1対1の直接的支援を行う際には、世帯の背景を慎重に把握し対応する。
- ◎ 「べつに・・・」「ふつー」などの表現方法は、思春期特有の表現方法として受け止める。

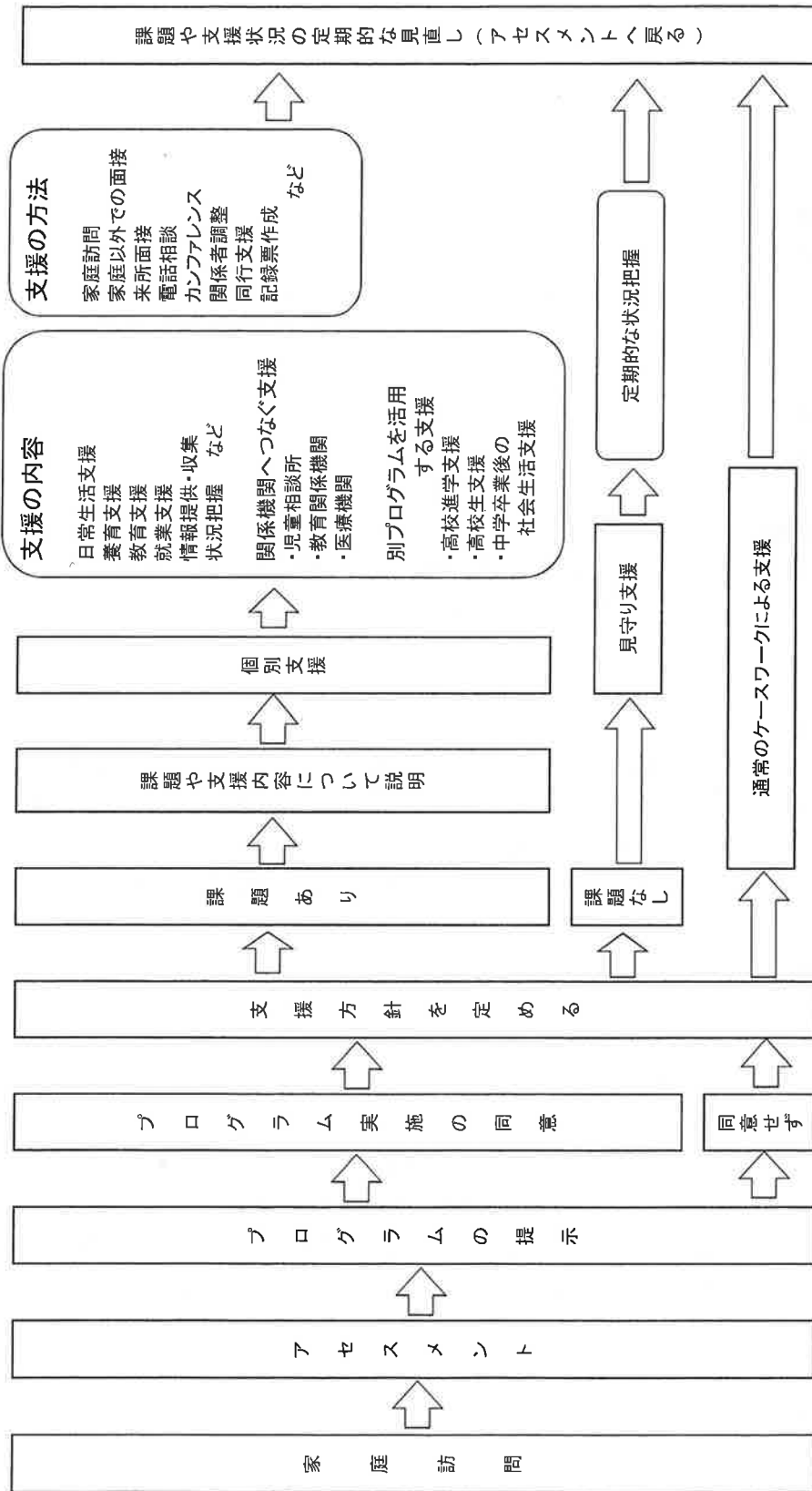
中学卒業後から高校卒業まで

- ◎ 「高校生支援プログラム」などを活用し、高校生活を継続できるよう、関係機関と連携、協働を図り、学校生活の定着と卒業、その後の進路支援と自立につなげる。
- ◎ 思春期の特性に配慮し、世帯の背景を考え、子ども・保護者、それぞれと適切な距離を保ちながら、慎重に支援する。
- ◎ 家庭の事情のために、子どもが将来をあきらめることがないように、他に方策がないか共に考え応援する。

(5) その他

- ア 必要に応じて、査察指導員が年度末に、次年度の子どもを養育する世帯を「支援対象者リスト」としてまとめ、福祉事務所のケースワーカーなどに配付し、所内の意識付けを図る。
- イ 子どもに直接会うことが難しい場合でも、継続的な支援をしていく必要があるため、なるべく会う機会をうかがう。
- ウ 通学している子どもと面接する場合は部活動のない日、学校行事の代休日や長期休業期間などを利用する。
- エ 家庭以外で子どもと面接する場合は、学校や公民館、役場などを利用するなど工夫する。
- オ 具体的な支援方法・展開は、事例集（ツール7）を参照とする。

子どもの育ち支援プログラム 支援のイメージ図



中学卒業後の社会生活支援プログラム

1 目的

生活保護世帯の中学卒業後・高校卒業後に、自身で将来を切り開くための支援を必要とする子どもに対し、将来に目を向け、行動できるよう適切な支援を行う。

2 支援対象

生活保護世帯のうち、中学卒業後・高校卒業後に進学または就職していない子ども、もしくは高校を中途退学した概ね20歳までの子どもとその保護者。

3 実施主体

福祉事務所

4 主な関係機関

中学校、中等教育学校、高等学校、特別支援学校等、教育委員会、ハローワーク、児童相談所、民生・児童委員協議会、青少年センター、地域若者サポートステーション等

5 実施方法

中学卒業後・高校卒業後に進学または就職していない子ども、高校を中途退学した子ども等について、家族を含めた状況を把握し、子どもが自身の将来について考え、新たな一歩を踏み出せるよう、ケースワーカーと子ども支援員、就労支援員が協働し、関係機関と連携して、継続的に支援する。

6 実施内容

- (1) アセスメントをできるだけ早期に行い、支援課題を整理する。なお、子どもの育ち支援プログラム・高校進学等支援プログラム・高校生支援プログラムでの支援内容を参考にする。

アセスメントシート（ツール1）は、対象となる全ての子どもについて作成する。アセスメントシートの作成は、プログラム参加への同意が得られたかどうかにかかわらず、通常のケースワーク業務の範囲として行う。プログラム参加の同意が得られた子どもについては子どもや保護者、同意が得られた範囲内の関係機関への聴き取り等、アセスメントの情報を補う。

- (2) 必要に応じてケース検討会議を実施し、具体的な支援方法や内容、役割分担を決め、支援する。

- (3) 支援内容

ア 自己決定に支援が必要な場合は、直ちに就職や進学等につなげてでも定着が困難な場合が多いため、社会参加準備支援として、アセスメントを

通して得た個別課題にまず取り組む。その際支援ツール等を活用し、子どもが力をつけ自己決定できるように導き、それぞれにあった社会参加を目指す。

イ 子どもの拒否が強く、直接的な支援に抵抗がある場合は、保護者等からの情報をもとに支援し、次の段階につなげるきっかけを探る。

ウ それぞれの段階で、専門機関につなげたほうがよい場合は、調整を行い、子ども自身や保護者が主体的にそれぞれの機関を利用できるように専門機関と連携しながら支援する。

エ 子どもを支援するうえで影響が大きいと思われる場合、家族・環境調整を行う。

オ 進路の希望が明確な場合は、就職、進学等の情報提供や目標に向けての具体的支援を行う。

7 具体的な支援における留意点

支援の流れとポイント

社会参加準備

ケースワーカー、子ども支援員が連携し、それぞれの子どものペースに合わせて継続的に関わることで、よき理解者となる。

支援課題を整理（当プログラム・各プログラムのアセスメント参考）

- 過去の経験や経過
- 幼少期から現在までの医療・診断・不応の経過
- 障害の有無



- 子どもが安心できる場所の把握をする。
- 子どもの良いところ、好きなこと、できていること等を確認する。
安心できる居場所を把握し、次のステップに踏み出せるよう支援する。（ワークシート1（ツール6）・あなたの居場所はどこですか（ツール3）等活用）
- 引きこもり、不登校生徒に対し、早急に学校、将来の話をするのは逆効果のことが多いので注意する。
- 課題に応じたツールを利用する。

下記のツールは面接ができており、ある程度の信頼関係が築かれたところで必要に応じて使用するもので、必須ツールではない。
他に適したツールがあれば独自で使用しても良い。

- 「あなたの居場所はどこですか」(ツール3)で子ども本人の現在安心できる居場所や人間関係などを把握し、社会参加に少しでも近づける場所、目指す場所を具体化し、子ども本人に、現状と目標を自覚してもらうよう支援する。
- 「生活リズム 見直し表」(ツール4)で日々の過ごし方、時間の使い方を改善する。
- 「社会生活能力・生活習慣チェックリスト」(ツール5)でマナーや基本的な生活習慣を改善する。
- 課題が複合的で支援者が複数の場合、「支援エコマップシート」(ツール2)を利用する。子どもを取り巻く空間を視覚化した「エコマップ」(eco-map、生態地図ともいう)や時間を視覚化した「ジェノグラム」(genogram)で人間関係や状況を対象化し、より良好な支援と役割分担ができるよう課題を整理する。
- 子どもの自己の意思に迷いがあれば「意思決定支援シート」(ツール7)を利用し、子ども自身の意思を引き出せるよう無理のない範囲で支援をする。
- 「ワークシート」(ツール6)を利用し、子ども自身の興味・価値観・能力・特性などを引き出す。
- 友人や恩師など、コンタクトが取れたり、力を貸してくれる人物を把握したりすることで孤立を防ぐ。(「支援エコマップシート」(ツール2)を活用)

直接的支援に抵抗感がある場合

- NPO、青少年センター、県教育委員会、保健所が行っている相談会や実施事業、相談機関や医療機関などの情報提供で支援をする。
- 子どもや保護者の孤立を防ぎ、次の段階へのきっかけを作る。
- ひきこもり等で子どもに接することが困難な場合、親や家族、関係機関から情報を収集し、医療機関や児童相談所などに相談して、支援にあたる。
⇒資料1～6を参考にする。



- 再ケース検討で、対象者の状況に応じた支援を考慮し、社会参加準備支援を継続か、他の支援へ移行か、支援内容を検討する。



- 「ふりかえりシート」(ツール9)を活用し、子どもと一緒に課題に対するプロセスや現状把握、結果の評価などに利用する。

専門機関へつなぐ

それぞれの目指すところ

アセスメントを実施し、より専門的な治療や支援が必要と判断された場合は、当事者が主体的にそれぞれの機関を利用できるように専門機関と連携しながら支援する。

支援課題を整理（当プログラム・各プログラムのアセスメント参考）

- 過去の経験や経過
- 幼少期から現在までの医療・診断・不適応の経過
- 障害の有無



- 明らかに病気が疑われるときは保護者と相談しながら医療機関・児童相談所につなぐ。
- 非行歴（ぐ犯、触法、犯罪）がある場合、児童相談所・青少年センター、警察・保護司等と連携し支援する。
- 子ども自身や保護者の認識や困り感がなく、了解を得るのが困難な場合、「社会参加準備支援」を経ながら、無理のない範囲で専門機関へつなげる働きかけをする。
- 困り感や他者との関係性の中での「気づき」を大切にし、個別課題の解決と成長を支援する。

直接的支援に抵抗感がある場合

- NPO、青少年センター、県教育委員会、保健所が行っている相談会や実施事業、相談機関や医療機関などの情報提供で支援をする。
- 子どもや保護者の孤立を防ぎ、次の段階へのきっかけを作る。
- ひきこもり等で子どもに接することが困難な場合、親や家族、関係機関から情報を収集し、医療機関や児童相談所などに相談し、支援にあたる。
⇒資料1～6を参考にする。



- 再ケース検討で、専門機関の意見を参考にしながら、その他の支援の可能性を検討する。



- 「ふりかえりシート」（ツール9）を活用し、子どもと一緒に課題に対するプロセスや現状把握、結果の評価などに利用する。

それぞれの目指すところ

家族・環境調整

子どものおかれている環境や、保護者の課題も適切に把握する。子ども本人の課題よりも、家族や環境の課題が大きい場合、その調整が必要な場合は「子どもの育ち支援プログラム」や当プログラムのツール、地域の社会資源などを活用しながら支援する。

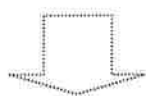
支援課題を整理（当プログラム・各プログラムのアセスメント参考）

- 過去の経験や経過
- 幼少期から現在までの医療・診断・不応の経過
- 障害の有無



保護者・環境の課題を整理

- 医療・診断・不応の経過 障害の有無
- 子育てに対する姿勢や困り感など
- 金銭管理（生活保護費は子どものために適切に使われているか）
- 生活環境の把握



- 「子どもの育ち支援プログラム」の活用
- 課題に応じたツールを使い、親子で取り組む。
- 継続的・直接的に関わり、保護者の抱える課題を自身で気付けるよう支援する。

直接的支援に抵抗がある場合

- NPO、青少年センター、県教育委員会、保健所が行っている相談会や実施事業、相談機関や医療機関などの情報提供で支援する。
- 関わりのある関係機関や接触できる人物から情報収集するなど連携し、支援する。
- 生活保護費の支給方法を工夫し、支給日に面談をしたり、保護決定通知書に手紙を添えたりするなど、子どもや保護者の孤立を防ぎ、コンタクトがとれるよう努力をして、次のステップへのきっかけを作る。



- 再ケース検討で、家族・環境調整継続か社会参加準備支援を併行継続か、その他の支援へ移行か、支援内容を検討する。



□ 「ふりかえりシート」(ツール9)を活用し、子どもと一緒に課題に対するプロセスや現状把握、結果の評価などに利用する。

それぞれの目指すところ

高校再入学・復学・進学・卒業

場合によって出身中学校・高校、教育委員会と協働しながら、子どもの「学びたい」という希望をできる限り支援していく

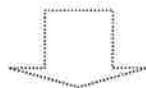
支援課題を整理 過去のこと (各プログラムのアセスメント参考)

- 過去の経験や経過
- 幼少期から現在までの医療・診断・不適応の経過
- 障害の有無



現在のこと (当プログラムのアセスメント参考)

- 現在の学力を子ども本人が把握できているか
- 健康状態は良好か
- 学習習慣、意欲はあるか
- コミュニケーション能力、感情コントロール
- 得意・不得意科目
- 将来の夢・希望
- 特技・得意なことなど
(「ワークシート 1、2」(ツール6)等活用)
- 自分に必要な支援の理解と把握
- 家族や周囲の理解と協力
- 本人の希望と支援者の〇〇とのギャップはあるか
- 自己を肯定的にとらえているか
- サポートの必要性を感じているか

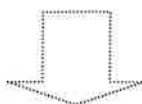


周辺情報の確認 (アセスメントとほぼ同時に行う)

- 生活保護制度上の説明をしたか「制度上の留意点Q&A」(ツール8)を活用 ⇒ 理解できているか
- 総合教育センターや転編入学情報センターの情報を得たか
⇒資料1参照 直接問い合わせるかホームページなどで情報を得る
- 学ぶ形態は決まったか(全日制、フレキシブル、定時制、通信制、単位制、高卒認定、フリースクール、専修・専門・各種学校、特別支援学校、他)
- 出身校に相談したか(内申、成績、取得単位、各種証明書等必要な手続き)

⇒取得単位があるか否かで出身高校か、出身中学にコンタクトを取る。

進路情報説明会・不登校相談会などに参加したか



高校進学等支援プログラム・高校生支援プログラム・別プログラムが可能であれば活用する。



「ふりかえりシート」(ツール9)を活用し、子どもと一緒に課題に対するプロセスや現状把握、結果の評価などに利用する。

目指すところ

入学、再入学、復学、進学のための受験・入学・高校卒業

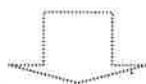
就労準備

場合によっては就労支援員、ハローワーク、かながわ若者就職支援センター、地域若者サポートステーションに相談し、協働する。子どもの働く意欲を大切に支援する。

支援課題を整理

過去のこと (各プログラムのアセスメント参考)

- 過去の経験や経過
- 幼少期から現在までの医療・診断・不応の経過
- 障害の有無



現在のこと (当プログラムのアセスメント参考)

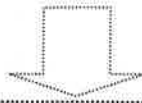
- 健康状態は良好か
- 働くイメージ、意欲はあるか
- コミュニケーション能力、作業性、感情コントロール
- 得意・不得意科目
- ワークシート 1、2 (ツール6) 等活用
- 自己を肯定的にとらえているか
- サポートの必要性を感じているか
- 将来の夢・希望
- 特技・得意なことなど



IV-7

場合によってはこのあたりから就労支援プログラムの適用

- 自分に必要な支援の理解と把握 家族や周囲の理解と協力
- 周囲の支援と共有が可能か(本人の希望と支援者〇〇とのギャップ)
- 職業適性検査
- 向き・不向き



- 障害者雇用か 一般雇用か 働きかたの選択
(障害者職業センター、発達障害者就労センター、作業所などの紹介)
- 就労に必要な支援、訓練



- 「ふりかえりシート」(ツール9)を活用し、子どもと一緒に課題に対するプロセスや現状把握、結果の評価などに利用する。

目指すところ

就労支援プログラム ⇒ 就職活動 ⇒ 就労

【プログラムのふりかえりについて】

当事者のふりかえりシート(当事者用) ツール9の活用にあたって

- ・対象者のうち、記入可能な子どもだけ記入できれば良い。
- ・シートのすべてを埋める必要はなく、空欄があってもよい。
- ・子どもと一緒に、課題に対するプロセスや現状把握、結果の評価などに利用する。
- ・子どもの負担にならないよう、また成果主義に偏らないよう留意する。
- ・自由記載欄は、プログラムに参加してよかったこと、子どもが支援者をどう見ているか等も記入できるとよい。

